

報告第1号

債権の放棄について

滋賀県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（平成29年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第2号。以下「条例」という。）第13条の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合の債権を放棄したので、同条例第14条の規定に基づきこれを報告する。

令和2年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

- 1 放棄した債権の名称
後期高齢者医療給付費に係る第三者行為損害賠償金債権
- 2 放棄した債権の額及び件数
1,244,209円（1件）
- 3 放棄の事由
条例第13条第3号に該当